相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野桜木二丁目三九番地、最後の住所東京都八王子市長沼町一二四六番地二　リアンレーヴ八王子二一九号

被相続人　亡　笠松　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都八王子市横山町九番一一号小泉ビル三階　あさや法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山本　高興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市城西三丁目五三三〇番地、最後の住所川崎市中原区上丸子山王町一丁目一五五六番地三六　被相続人　亡　卯月　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県川崎市川崎区東田町一番地二　いちご川崎ビル二階　神奈川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　早川　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市佐野町三丁目三二番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区汐見台一丁目三番地二磯子汐見台ヒルズ一〇六号

被相続人　亡　野一色　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産清算人　弁護士　吉田　正穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡南箕輪村二五四一番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸一丁目二〇番二八号　被相続人　亡　原　秀世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市中区海岸通一―三海事ビル三階

相続財産清算人　弁護士　青木　康郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市深谷上五丁目六八三五番地二、最後の住所神奈川県綾瀬市深谷上五丁目二五番三号　被相続人　亡　宇野本一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市中区太田町六―八四―二　大樹生命横浜桜木町ビル五階

相続財産清算人　弁護士　角田　勝政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市穀町九三番地、最後の住所新潟県加茂市穀町九番三五号

被相続人　亡　阿部　幸英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

事務所新潟県三条市旭町二丁目二番三五号　平山勝也法律事務所

相続財産清算人　弁護士　平山　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区逢谷内六丁目一九一番地一、最後の住所新潟市東区逢谷内六丁目七番二四号　被相続人　亡　稲葉　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

事務所新潟市中央区西堀通五番町八五五番地五　フロンティア古町ビル七階　奈良橋　隆法律事務所

相続財産清算人　弁護士　奈良橋　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市桜町三丁目一番地、最後の住所金沢市鞍月四丁目五一番地

被相続人　亡　加藤　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

事務所金沢市新神田四丁目四番六号

相続財産清算人　司法書士　喜成　清重

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市明地字輌浦八番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大塚　巌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二　鈴木泉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川地　美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市白山町八丁目五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　谷口　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一八番二二号　フェイマス丸の内ビル四階笠井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笠井　勝紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市陶四郎町九番地、最後の住所愛知県瀬戸市泉町八八番地の一　被相続人　亡　國松　城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県瀬戸市陶原町四丁目三一番地の八　柴田幸正法律事務所

相続財産清算人　柴田　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字太夫二一一番地二、最後の住所三重県員弁郡東員町笹尾西二丁目一二番一　被相続人　亡　伊藤　芳昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県四日市市安島一丁目五番一〇号ＫＯＳＣＯ四日市西浦ビル七階　ＡＳＫ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　粟原　雅斗

第43期決算公告　令和８年３月25日

北海道札幌市中央区北１条西３丁目３番地

株式会社セイビ札幌

代表取締役社長　上嶋　真樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	173,029
	固定資産	15,234
	資産合計	**188,264**
負債及び純資産の部	流動負債	50,139
	固定負債	7,489
	負債合計	**57,629**
	株主資本	130,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,635
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,135
	（うち当期純利益）	(5,622)
	純資産合計	**130,635**
	負債・純資産合計	**188,264**

社会福祉法人設立のお知らせ

当法人は、令和八年四月一日広島法務局に設立登記を完了し社会福祉法人広島市視覚障害者福祉協会がここに発足しましたのでお知らせします。

広島市東区光町二丁目九番二四号

社会福祉法人広島市視覚障害者福祉協会

理事長　中神　誠